# 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱い 【施設サービスの対価】

① 医療費控除の対象となる サービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象と なるもの	③ サービスの対価のうち医療 費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費) として支払った額の2分の1に相当する金額	
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費) として支払った額	<ul><li>○ 日常生活費</li><li>○ 特別なサービス費用</li></ul>

#### 【民字サービス等の対価】

【居宅サービス等の対価】		
<ol> <li>サービスの対価が医療費控除の 対象となる居宅サービス等</li> </ol>	② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ 医療費控除の対象となる居宅サービス等	③ 医療費控除の対象とならない居宅 サービス等
○ 訪問看護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 前問リハビリテーション ○ 介護予防時理指療 ○ 介護帝帝防で理事療を一定では、一方に、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では	□ 訪問介護 (生活援助 (調理、洗濯、掃除等の家事の援助) 介護 (生活援助中心型を除きます。) でででいる (生活援助 (調理、洗濯、掃除等の家事の援助的介護 (事務) でででできます。) では、	<ul> <li>訪問介護(生活援助中心型)</li> <li>認知症対応型共同生活介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>有護予防認知症者生活介護</li> <li>(有料老人本等)</li> <li>地域で変更が、大田のののののでは、大田のののののでは、大田のののののでは、大田ののののののでは、大田のののののでは、大田のののののでは、大田のののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田ののでは、、大田のでは、、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、大田のは、、田ののでは、、大田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、は、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、は、、田の</li></ul>

※ ②の居宅サービス等(①の居宅サービス等と併せて利用しない場合に限ります。)又は③の居宅サービス等において行わ れる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価(居宅サービス等の対価として支払った額の 10 分の 1 に相当する金額) は、

### 保険金などで補てんされる金額 申告漏れにご注意ください!

- 次のようなものは、支払った医療費等から差し引く必要があります。
  - (1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害 費用保険金など
  - (2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける

例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額 療養費、高額介護合算療養費など

- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金
- ※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が 生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
- 確定申告の際は以下の点にご留意ください。

医療費控除の対象となります。

- ▶ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を 支払った医療費から差し引きます。
- ▶ 後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場) 合) 又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続により**訂正が必要になります**。
- ▶ 後日、補てんされる金額を受け取った場合で、医療費から差し引いていなかったものがある場合には、修正申告 の手続により訂正が必要になります。

ご相談はこちら

所得税の確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページの税務相談チャットボットにご相談ください。 医療費控除などのご質問について入力いただくと、人工知能 (AI) が自動でお答えします。

# 医療費控除を受けられる方へ

### 重要なお知らせ

- 平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示は不要と なりました。確定申告書を提出する際には、裏面の「医療費控除の明細書」をご利用ください。
- 明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありま すので、領収書はご自宅等で保存する必要があります。

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和4年中に支払った医療費がある場合は、次の算式 によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

令和4年中に 保険金などで / 所得の合計額が200万円まで 補てんされる金額 の方は所得の合計額の5% 支払った医療費の総額 (最高200万円)

※ 「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を選択する場合には、通常の医療費控除の適用を受けることは できません(選択適用)。また、修正申告又は更正の請求において、選択を変更することはできません。「セルフメディケー ション税制による医療費控除の特例」についての詳しい内容については、国税庁ホームページをご確認ください。

#### 医療費控除を受けるための手続

確定申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。医療費の領収書について、確定申告書へ の添付又は確定申告書を提出する際の提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、確定申告期限等から5 年間、税務署から医療費の領収書(医療費通知(※)に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合があります。

なお、医療保険者等から交付を受けた医療費通知(※)がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入 を省略することができます。

- ※ 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。 ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った 医療費の額 ⑥保険者等の名称 (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
- ※ 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰した上で提出してく
- ※ 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、医療費通知の原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印 刷書面(電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付することが できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
- ※ 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を e-Tax にて送信する場合は、医療費通知に記載されている事項を「医療費控除 の明細書」に入力して送信することにより、医療費通知の添付に代えることができます。
- なお、確定申告期限等から5年間、入力内容の確認のために税務署から医療費通知の提示又は提出を求める場合がありますので、ご自 宅等で保管してください。

### 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
◆医師、歯科医師による診療や治療の対価 ◆治療のためのあん摩マッサきが指圧師、はり師、なりによる施術の対価 ◆助の対価 ◆医師による分べんの介助の対価 ◆医健指導の対価 ◆介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	◆医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県専用・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県専用などに当たるもの。の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの(※) ◆介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価	◆容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの間ので行った整形で行った整形の費用 ・健康診断の費用 ・タクシー代(電車やバスできない場合を除きます。) ・自家用車で通院する場合のがソリン代や駐車料金 ・治療を受けるために直接必めの眼鏡、補聴器等の購入費用
◆保健師や看護師、准看護師 による療養上の世話の対価	◆左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	◆親族に支払う療養上の世話の 対価
◆治療や療養に必要な医薬 品の購入の対価	◆かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ◆医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	◆疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用 (疾病を予防するための予防接種や、サプリメント等の費用を含みます。)
◆病院、診療所又は助産所な どへ収容されるための人的 役務の提供の対価	◆病状からみて急を要する場合に病院に収容される ための費用	◆親族などから人的役務の提供を 受けたことに対し支払う謝礼

- 「おむつ使用証明書」などの各種証明書等は、確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。 なお、各種証明書等に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余 白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等 から5年間ご自宅等で保存する必要があります。
- ※ 障害者総合支援法制度の下で提供される居宅介護、重度訪問介護等の一定の障害福祉サービスの対価なども医療費控除の対象となります。

# 年分 医療費控除の明細書 【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

仕	ᅚ
1+	PH

氏 名

### 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

- ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目 が記載されたものをいいます。
- (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
- 支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1)	医療費通知に記載 された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2)	(1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3)	(2)のうち生命保険や社会 保険 (高額療養費など) などで補てんされる金額
	円	P	円	4	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますの でご注意ください。

申

告書と

|緒に提出

してください

このペ

### 「領収書 1 枚」ごとではなく、

**2 医療費 (上記 1 以外) の明細** 「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・ 支払先	薬局などの の名称	D	(3)	医療	費の区分	(4) 支払った の額	医療費	(5)(4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
				□ 診療・ □ 医薬品	_	□介護保険サービス □その他の医療費		円	円
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				<ul><li>□ 診療・</li><li>□ 医薬品</li></ul>		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
				□ 診療・ □ 医薬品		□介護保険サービス □その他の医療費			
	2	の合	計	-			9		<b>①</b>
医	東 費 の	D 合	計			A ((?)+(9)	円	3 (4)+	·① 円
3 控除額の計算									
支払った医療費	(合計)		円	Α	<b>-</b>				
保険金などで 補てんされる金額				В	<b>-</b>				
差引金額 ( A - B )	(マイナスのと	きは0円)		С		申告書第一	<u>−表</u> の「所得金額	等」の合	計欄の金額を転記します。
所得金額の合計額				D	<b>-</b>	· 退		引がある場合	・・・その所得金額
D×0.05	(赤字のときは	(0円)		E		(特	別控除前の金額)		5場合・・・その所得金額 第四表(損失申告用)の
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額				F		I .			の金額を転記します。
医療費控除額(〇一F)	(最高200万円	、赤字のときに	は0円)	G		→ 申告書第一 費控除欄(	<u>−表</u> の「所得から こ転記します。	差し引かれ	nる金額Jの医療 ) 04.11

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要 ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書(医療費通 知に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

## ■医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条(医療費控除)の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケー ション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご留意ください。

### **■ 医療費通知に記載された事項**

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。 ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称

⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

- ※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- ※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
- (1) 「医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

- ※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。
- (2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄
  - (1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
- ※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。
- (3) 「(2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額」欄 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受 け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額
  - 療養費など)がある場合に、その金額を記入します。 ※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療 費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じ

た場合であっても、他の医療費からは差し引きません。 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに 確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。 後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるとき は、申告内容を訂正してください。

記入例 (1)のうちその年中に実際に支払った (2)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) された医療費の額(自己負担額)(注) 医療費の額 などで補てんされる金額 176,584 153,300 医療費通知に記載

された自己負担額 の合計額を記入し

(1)で記入した医療費 のうち、その年中に 実際に支払った金額 を領収書等で確認し、 合計額を記入します。 額を記入します。

(2)の医療費につ いて、保険金な どを受け取った 場合は、その金

### ② 医療費(上記●以外) の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。 なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

- (「**●医療費通知に記載された事項**」に記入したものについては、記入しないでください。)
- (1) 「医療を受けた方の氏名」欄 医療を受けた方の氏名を記入します。
- (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄
- 診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の 名称を記入します。
- (3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

- (4) 「支払った医療費の額」欄 医療費控除の対象となる金額を記入します。
- (5)「(4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで 補てんされる金額」欄 上記●(3)と同様です。
- 2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

- 5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 ○△病院計:12,000円 通院費計:1,560円
- 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも 通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
- 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のよ うにまとめて記入しても差し支えありません。
- 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費 控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。



	(1) 医療を受けた方の 氏名	(2)病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
Γ	国税 太郎	○△病院	<ul><li>✓診療・治療 □介護保険サービス</li><li>□医薬品購入 □その他の医療費</li></ul>	12,000 円	円
	//	JR、〇〇バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑ その他の医療費	1,560	

### ■ 添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」(添付)
- 医療費通知(原本※)「● 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限ります。(添付)
  - ※ 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面(電 子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付することができ ます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余白など に記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から 5年間ご自宅等で保存する必要があります。

<ul><li>◎ 寝たきりの人のおむつ代</li><li>※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。</li></ul>	<b> </b>	医師が発行した「おむつ使用証明書」
◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金	<b> </b>	温泉療養証明書
◎ 指定運動療法施設の利用料金	<b> </b>	運動療法実施証明書
◎ ストマ用装具の購入費用	<b> </b>	ストマ用装具使用証明書
○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	$\blacktriangleright$	医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、 医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	$\blacktriangleright$	<b>処方箋</b> (医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用	<b> </b>	在宅介護費用証明書

